



目 次	ページ
規 則	
◎児童福祉法第56条第2項の規定による費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則	1
告 示	
○保安林の指定予定の通知（9件）	（治山林道課） 1
○土地収用法に基づく事業の認定	（用地対策課） 3
○道路の区域変更	（道 路 課） 4
○道路の供用開始	（ 〃 ） 4
公 告	
○特定非営利活動法人の定款変更認証の申請（2件）	（県民生活・男女共同参画課） （12・16掲示） 4
○県営土地改良事業に係る換地計画の定め	（農業基盤課） 4
入札公告	
○一般競争入札（高知県立幡多けんみん病院清掃業務）の公告	（公営企業局 県立病院課） 5
○一般競争入札（高知県立あき総合病院清掃業務）の公告	（ 〃 ） 6
落札公告	
○落札者等の公告（2件）	（新産業推進課） 7

規 則

児童福祉法第56条第2項の規定による費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成26年12月26日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第123号

児童福祉法第56条第2項の規定による費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則

児童福祉法第56条第2項の規定による費用の徴収に関する規則（昭和43年高知県規則第38号）の一部を次のように改正する。

別表第1備考1中「、「対象収入額」を「「対象収入額」」に改め、「別に」を削る。

別表第2備考12の(2)中「390,000円以上」を「404,000円以上」に改める。

附 則

この規則は、平成27年1月1日から施行する。

告 示

高知県告示第698号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成26年12月26日

高知県知事 尾崎 正直

1 保安林予定森林の所在場所
土佐郡土佐町東石原字野窪山2882、字イボ谷606の2、606の3

2 指定の目的
土砂の流出の防備

3 指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字野窪山2882・字イボ谷606の2・606の3（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び土佐町役場に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第699号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成26年12月26日

高知県知事 尾崎 正直

1 保安林予定森林の所在場所
四万十市西土佐須崎字長谷825の1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字長谷825の1（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び四万十市役所に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第700号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成26年12月26日

高知県知事 尾崎 正直

1 保安林予定森林の所在場所

高岡郡構原町下西の川839、846

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
下西の川839・846（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び構原町役場に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第701号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の

<p>規定により告示する。 平成26年12月26日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 保安林予定森林の所在場所 安芸郡北川村島字城山屋敷476の1</p> <p>2 指定の目的 土砂の流出の防備</p> <p>3 指定施業要件 (1) 立木の伐採の方法 ア 次の森林については、主伐は、択伐による。 字城山屋敷476の1（次の図に示す部分に限る。） イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。 ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び北川村役場に備え置いて縦覧に供する。）</p>	<p>係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び大川村役場に備え置いて縦覧に供する。）</p> <p>高知県告示第703号 農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。 平成26年12月26日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 保安林予定森林の所在場所 土佐郡大川村朝谷字中ノ谷147の2</p> <p>2 指定の目的 土砂の流出の防備</p> <p>3 指定施業要件 (1) 立木の伐採の方法 ア 次の森林については、主伐は、択伐による。 字中ノ谷147の2（次の図に示す部分に限る。） イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。 ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び大川村役場に備え置いて縦覧に供する。）</p>	<p>期齢以上のものとする。 エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び室戸市役所に備え置いて縦覧に供する。）</p> <p>高知県告示第705号 農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。 平成26年12月26日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 保安林予定森林の所在場所 吾川郡仁淀川町用居字熊頭丙1645の3から丙1645の5まで</p> <p>2 指定の目的 土砂の流出の防備</p> <p>3 指定施業要件 (1) 立木の伐採の方法 ア 次の森林については、主伐は、択伐による。 字熊頭丙1645の3・丙1645の4（以上2筆について次の図に示す部分に限る。） イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。 ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び仁淀川町役場に備え置いて縦覧に供する。）</p>
<p>高知県告示第702号 農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。 平成26年12月26日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 保安林予定森林の所在場所 土佐郡大川村中切字中谷273の1</p> <p>2 指定の目的 土砂の流出の防備</p> <p>3 指定施業要件 (1) 立木の伐採の方法 ア 次の森林については、主伐は、択伐による。 字中谷273の1（次の図に示す部分に限る。） イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。 ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係</p>	<p>高知県告示第704号 農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。 平成26年12月26日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 保安林予定森林の所在場所 室戸市佐喜浜町字水舟5579</p> <p>2 指定の目的 土砂の流出の防備</p> <p>3 指定施業要件 (1) 立木の伐採の方法 ア 次の森林については、主伐は、択伐による。 字水舟5579（次の図に示す部分に限る。） イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。 ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐</p>	<p>高知県告示第706号 農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。 平成26年12月26日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 保安林予定森林の所在場所 南国市片山字鏡岩1682の6</p> <p>2 指定の目的 土砂の流出の防備</p> <p>3 指定施業要件 (1) 立木の伐採の方法</p>

<p>ア 次の森林については、主伐は、択伐による。 字鏡岩1682の6（次の図に示す部分に限る。）</p> <p>イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定め ない。</p> <p>ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の 所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐 期齢以上のものとする。</p> <p>エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。</p> <p>(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。</p> <p>（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関 係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び南国市役所に備 え置いて縦覧に供する。）</p> <p>高知県告示第707号 土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定に基づき事 業の認定をしたので、次のとおり告示する。 平成26年12月26日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 起業者の名称 香美市</p> <p>2 事業の種類 香美市宝町グラウンド改修事業</p> <p>3 起業地 (1) 収用の部分 香美市土佐山田町山田字下野地内 (2) 使用の部分 なし</p> <p>4 事業の認定をした理由 平成26年11月12日に香美市から申請があった香美市宝町グラ ウンド改修事業（以下「本件事業」という。）に関する事業認 定の理由は、次のとおりである。</p> <p>(1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について 本件事業は、香美市が住民の健康及び体力づくりの場と して借地のまま供用していたグラウンドを購入して、改修 する事業であり、土地収用法第3条第32号に掲げる「国又 は地方公共団体が設置する公園、緑地、広場、運動場、墓 地、市場その他公共の用に供する施設」に係る事業に該当 する。</p> <p>したがって、本件事業は、土地収用法第20条第1号の要 件を充足すると判断される。</p> <p>(2) 土地収用法第20条第2号の要件への適合性について 本件事業の起業者である香美市は、地方公共団体であ り、本件事業に要する経費及びその財源についての予算措 置も講じられていることから、本件事業を施行する権能を 有するものと認められる。</p>	<p>したがって、本件事業は、土地収用法第20条第2号の要 件を充足すると判断される。</p> <p>(3) 土地収用法第20条第3号の要件への適合性について ア 本件事業の施行により得られる公共の利益について 香美市は、平成18年3月に、旧土佐山田町、旧香北町 及び旧物部村の3町村が合併して誕生した、面積538.22 平方キロメートル及び人口約28,000人の市であり、本県 の東北部に位置し、市域は、四国山地南嶺から高知平野 に至る物部川上中流域を占めている。</p> <p>香美市のうち旧土佐山田町は、昭和50年代から少年野 球、ソフトボール等、各種スポーツが盛んであったが、 住民の健康及び体力づくりの場となる町営グラウンドが 1箇所しかなく、練習場所の確保に苦慮して学校施設を 借用する等の措置を講じていた。</p> <p>そのため、昭和52年に策定された新土佐山田町振興計 画では、各種団体及び住民が自由に球技等の練習をする ことができる施設整備を緊急課題と位置付け、用地確保 を急いだが、適地が見つからず、各地区の住民と協議を 重ねた結果、旧土佐山田町山田字下野地区に、借地を条 件として用地を確保することができることとなった。</p> <p>旧土佐山田町としては、一時も早い供用開始のため には借地とする条件もやむを得ないと判断し、昭和55年1 月20日付けで当該用地の地権者と賃貸借契約を締結し、 以降は10年ごとに契約を更新し、今日に至っている。</p> <p>一方、当該グラウンドは、整備工事施工後の昭和56年 の供用開始から33年が経過したことにより老朽化が著し く、グラウンドの土は、降雨時には流出し、強風時には 近隣の田畑に飛散をしている。また、駐車場は未舗装で 頻繁に水たまりができ、トイレはくみ取り式で利用者か ら悪臭の苦情もでている。</p> <p>今回、駐車場及びトイレを改修し、グラウンドの内野 部分の土壌改良、外野部分の天然芝化等を行うことによ り、より利用しやすく、天候にも左右されにくいグラウ ンドとして、従来の少年野球及びソフトボール主体の利 用に加え、グラウンドゴルフ、ペタンク、ゲートボール 等、若年者から高齢者までスポーツ活動がしやすい多 目的グラウンドとして整備することを計画している。</p> <p>グラウンド敷地の貸主からは、平成31年の賃貸借契約 の更新時に返還するよう条件の提示があったが、香美市 としては、近隣に移転の候補地がなく、施設改修をする とともに、用地を買収することを決定した次第である。</p> <p>以上のことから、本件事業の施行により得られる公共 の利益は、相当程度存すると認められる。</p> <p>イ 本件事業の施行により失われる利益について 香美市の調査によると、本件事業の起業地内には、絶</p>	<p>滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律 （平成4年法律第75号）又は高知県希少野生動植物保護 条例（平成17年高知県条例第78号）の定めにより起業者 が保護のため特別の措置を講ずべきとされた動植物は、 確認されていない。更に、文化財保護法（昭和25年法律 第214号）に規定する周知の埋蔵文化財包蔵地は、存在 しない。</p> <p>また、本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第 81号）又は高知県環境影響評価条例（平成11年高知県条 令第5号）の定めにより環境影響評価が義務付けられた 事業には該当しない。更に、香美市は、本件事業の施行 において、起業地の生活環境に及ぼす影響はないとして いる。</p> <p>以上のことから、本件事業の施行により失われる利益 は、軽微であると認められる。</p> <p>ウ 代替案の検討について 本件事業の起業地は、長年グラウンドとして供用され ており、周辺に適地がなく、代替案の検討を省略する。 また、本件事業の起業地の面積は、グラウンド、駐車 場、トイレ及び倉庫として必要な面積であり、適当であ ると認められる。</p> <p>エ 比較衡量 アで述べた得られる公共の利益とイで述べた失われる 利益とを比較衡量した結果、本件事業の施行により得ら れる公共の利益は、失われる利益に優越すると認められ るとともに、ウで述べたように、本件事業の起業地は、 適当なものであると認められる。</p> <p>したがって、本件事業は、土地収用法第20条第3号の要 件を充足すると判断される。</p> <p>(4) 土地収用法第20条第4号の要件への適合性について ア 事業を早期に施行する必要性 (3)のアで述べたように、当該施設は、老朽化が著し く、利用者の利便性向上のためにも、本件事業を早期に 施行する必要性は、高いものと認められる。</p> <p>イ 起業地の範囲及び収用の合理性 本件事業の起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必 要な範囲であると認められる。</p> <p>また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供 される範囲にとどめられており、合理的であると認めら れる。</p> <p>したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要 があると認められるため、土地収用法第20条第4号の要件 を充足すると判断される。</p> <p>(5) 結論 (1)から(4)までにおいて述べたように、本件事業は、</p>
--	---	---

土地収用法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

以上の理由により、本件事業について、土地収用法第20条の規定に基づき、事業の認定をするものである。

5 土地収用法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所
香美市役所

高知県告示第708号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成26年12月26日から2週間高知県土木部道路課及び高知県高知土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年12月26日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 弘瀬高知
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高知市円行寺字鎮メ 1636番57から 高知市円行寺字鎮メ 1636番54まで	前	6.0 }	100
	後	11.8 }	100
		63.9	

高知県告示第709号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成26年12月26日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年12月26日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 奈比賀川北
- 3 道路の区域

供用開始区間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
安芸市奈比賀字宮ノ前1900番1から 安芸市奈比賀字中角上ミ	55	平成26年12月26日

979番1まで

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、その関係書類は、平成26年12月16日から2週間高知県文化生活部県民生活・男女共同参画課において公衆の縦覧に供する。

平成26年12月16日（掲示済）

高知県知事 尾崎 正直

申請の あった 年月日	申請に係る特定非営利活動法人			
	名称	代表者の 氏名	主たる 事務所 の所在 地	定款に記載された目的
平成26年12月16日	特定非営利活動法人 まあい心ちゃれんじどの 応援団	杉野 修	高知市朝倉己785番地6	この法人は、障害者が親亡き後も少しでも安心して暮らせる仕組みづくりをめざして、障害児・者とその家族・地域住民（以下「障害児・者等」という）にかかわる相談活動、調査・研究活動、教育・研修活動、情報提供活動、交流活動、文化・芸術活動、小規模作業所設置など、就労・生活・介護への支援に関する事業を行うことにより、障害児・者等の福祉・教育・医療・保健の増進を図り、もって社会福祉に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、その関係書類は、平成26年12月16日から2週間高知県文化生活部県民生活・男女共同参画課において公衆の縦覧に供する。

平成26年12月16日（掲示済）

高知県知事 尾崎 正直

申請の あった 年月日	申請に係る特定非営利活動法人			
	名称	代表者の 氏名	主たる 事務所 の所在 地	定款に記載された目的
平成26年12月16日	特定非営利活動法人 幡多ふるさとの会	吉井 一郎	四万十市中村愛宕町28番地	この法人は、高知県に住む高齢者、要介護者又は、僻地に住む者に対して、介護、医療支援、生活支援サービス、広報活動に関する事業や、青少年に対してスポーツの振興や社会的弱者とのふれあいを通じて社会的道徳性を育む事業などを行い、もって公益の増進に寄与する事を目的とする。

県営土地改良事業四万十窪川地区（土居換地区）に係る換地計画を定めたので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第4項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成26年12月26日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 縦覧に供する書類
 - (1) 換地計画書の写し
 - (2) 現形図及び換地図
- 2 縦覧期間
平成26年12月26日から平成27年1月26日まで

- 3 縦覧場所
四万十町役場
- 4 その他

この公告に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了後の翌日から起算して15日以内に知事に対して異議申立てをすることができる。

入 札 公 告

政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付する。

平成26年12月26日

高知県公営企業局長 岡林 美津夫

1 入札に付する事項

- (1) 委託業務の名称及び数量

高知県立幡多けんみん病院清掃業務 一式

- (2) 委託業務の履行場所

高知県立幡多けんみん病院の病院棟及び構内（宿毛市山奈町芳奈3番地1地内）

- (3) 委託業務の仕様等

仕様書による。

- (4) 委託業務の履行期間

平成27年4月1日から平成30年3月31日まで

- (5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

次に掲げる全ての要件を満たし、かつ、4の(3)により事前にこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受けた者は、この一般競争入札に参加することができる。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (2) 平成24年2月高知県公営企業局告示第3号（平成24年度から平成26年度までに高知県公営企業局が委託する庁舎等の清掃業務の特定調達契約に係る一般競争入札又は指名競争入札の参加者の資格）により平成24年度から平成26年度までに高知県が委託する庁舎等の清掃業務の特定調達契約に係る競争入札参加資格者登録名簿（以下「名簿」という。）に登録されている者又は名簿に登録されていない者で平成27年2月3日（火）までに高知県総務部管財課にお

いて、一般競争入札及び指名競争入札の入札参加資格の認定を受けたものであること（この場合において、同年1月13日（火）午後5時までに当該認定に係る申請を行わなかったときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられないことがあり、同日までに申請を行ったときでも、申請書類に不備があるときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられないことがある。また、申請書類を提出するときは、この入札公告の日、入札の件名及び入札の日時を申し出ること。）。)

- (3) この入札公告の日から入札の日までの間に、高知県物産購入等関係指名停止要領（平成7年12月高知県告示第638号）に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。

- (4) 4の(3)によりこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受ける日から入札の日までの間に、平成24年度から平成26年度までに県が委託する庁舎等の清掃業務の特定調達契約に係る一般競争入札又は指名競争入札の参加者の資格等（平成23年10月高知県告示第668号。以下「告示」という。）第1の2の(5)に該当し、告示第6の規定により入札参加資格の取消しを受けていないこと及び告示第1の2の(5)に該当しないこと。

- (5) 医療法（昭和23年法律第205号）第15条の2及び医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第9条の15に規定する清掃の業務を適正に行う能力のある者であること。

- (6) (1)から(5)までに掲げるもののほか、入札説明書に示した入札参加資格要件を満たす者であること。

3 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、仕様書及び入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先

郵便番号788-0785

宿毛市山奈町芳奈3番地1

高知県立幡多けんみん病院経営事業部経営事業課

電話番号0880-66-2225

- (2) 仕様書及び入札説明書の交付方法

平成26年12月26日（金）から平成27年1月13日まで（高知県の休日を定める条例（平成元年高知県条例第2号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（午後零時から午後1時までの間を除く。）の間に(1)の交付場所で交付する。

- (3) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

平成27年2月19日（木）午後1時30分

郵送による場合は、書留郵便によるものとし、平成27年2月18日（水）午後5時までに(1)の交付場所に必着すること。

イ 場所

宿毛市山奈町芳奈3番地1 高知県立幡多けんみん病院3階大会議室

4 その他

- (1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

免除する。

イ 契約保証金

高知県公営企業局契約規程（昭和41年高知県企業局管理規程第5号。以下「契約規程」という。）第22条及び第23条の規定による。

- (3) 入札に参加を希望する者に求められる事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示した入札参加資格要件を満たすことを証明する書類を平成27年1月13日午後5時までに3の(1)の交付場所に提出し、この一般競争入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。また、開札の日までの間において、高知県公営企業局長又は高知県立幡多けんみん病院院長から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (4) 入札の無効

この入札公告に示した入札参加資格のない者がした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者がした入札その他契約規程第12条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (5) 落札者の決定方法等

契約規程第9条の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、低入札価格調査の基準価格を設定しているため、基準価格に満たない入札が行われた場合は、最低の価格をもって入札した者であっても、落札者となることがあり、また、落札者が、入札の日から契約を締結する日までの間に、告示第1の2の(5)に該当し、告示第6の規定により入札参加資格の取消しを受けたとき又は告示第1の2の(5)に該当したときは、当該落札者と契約を締結しないものとする。

- (6) 手続における交渉の有無

無

- (7) 契約書作成の要否

要

- (8) 関連情報を入手するための照会窓口
3の(1)に同じ。

- (9) 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required: Cleaning of Kochi Prefectural Hata-Kenmin Hospital
- (2) Deadline for the submission of documents to certify the qualification: 5:00 P.M. on Tuesday 13 January 2015
- (3) Date and time for tender (by hand): 1:30 P.M. on Thursday 19 February 2015
- (4) Date and time for tender (by registered mail): To arrive by 5:00 P.M. on Wednesday 18 February 2015
- (5) Contact: Division of Management and Operations, Department of Management and Operations, Kochi Prefectural Hata-Kenmin Hospital, 3-1 Yoshina Yamana-cho, Sukumo City, Kochi 788-0785 Japan
Tel: 0880-66-2225
- (6) Others: As in the tender documentation

~~~~~  
政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付する。

平成26年12月26日

高知県公営企業局長 岡林 美津夫

## 1 入札に付する事項

- (1) 委託業務の名称及び数量  
高知県立あき総合病院清掃業務 一式
- (2) 委託業務の履行場所  
高知県立あき総合病院の病院棟及び構内（安芸市宝永町3番33号地内）
- (3) 委託業務の仕様等  
仕様書による。
- (4) 委託業務の履行期間  
平成27年4月1日から平成30年3月31日まで
- (5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札参加資格

次に掲げる全ての要件を満たし、かつ、4の(3)により事前はこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受けた者は、この一般競争入札に参加することができる。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成24年2月高知県公営企業局告示第3号（平成24年度から平成26年度までに高知県公営企業局が委託する庁舎等の清掃業務の特定調達契約に係る一般競争入札又は指名競争入札の参加者の資格）により平成24年度から平成26年度までに高知県が委託する庁舎等の清掃業務の特定調達契約に係る競争入札参加資格者登録名簿（以下「名簿」という。）に登録されている者又は名簿に登録されていない者で平成27年2月3日（火）までに高知県総務部管財課において、一般競争入札及び指名競争入札の入札参加資格の認定を受けたものであること（この場合において、同年1月13日（火）午後5時までに当該認定に係る申請を行わなかったときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられないことがあり、同日までに申請を行ったときでも、申請書類に不備があるときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられないことがある。また、申請書類を提出するときは、この入札公告の日、入札の件名及び入札の日時を申し出ること。）。
- (3) この入札公告の日から入札の日までの間に、高知県物品購入等関係指名停止要領（平成7年12月高知県告示第638号）に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (4) 4の(3)によりこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受ける日から入札の日までの間に、平成24年度から平成26年度までに県が委託する庁舎等の清掃業務の特定調達契約に係る一般競争入札又は指名競争入札の参加者の資格等（平成23年10月高知県告示第668号。以下「告示」という。）第1の2の(5)に該当し、告示第6の規定により入札参加資格の取消しを受けていないこと及び告示第1の2の(5)に該当しないこと。
- (5) 医療法（昭和23年法律第205号）第15条の2及び医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第9条の15に規定する清掃の業務を適正に行う能力のある者であること。
- (6) (1)から(5)までに掲げるもののほか、入札説明書に示した入札参加資格要件を満たす者であること。
- 3 契約条項を示す場所等
- (1) 契約条項を示す場所、仕様書及び入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先  
郵便番号784-0027  
安芸市宝永町3番33号  
高知県立あき総合病院経営事業部経営事業課  
電話番号0887-37-9084
- (2) 仕様書及び入札説明書の交付方法  
平成26年12月26日（金）から平成27年1月13日まで（高知

県の休日を定める条例（平成元年高知県条例第2号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（午後零時から午後1時までの間を除く。）の間に（1）の交付場所で交付する。

## (3) 入札及び開札の日時及び場所

## ア 日時

平成27年2月20日（金）午後1時30分

郵送による場合は、書留郵便によるものとし、平成27年2月19日（木）午後5時までに(1)の交付場所に必着すること。

## イ 場所

安芸市宝永町3番33号 高知県立あき総合病院 第2会議室

## 4 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

## ア 入札保証金

免除する。

## イ 契約保証金

高知県公営企業局契約規程（昭和41年高知県企業局管理規程第5号。以下「契約規程」という。）第22条及び第23条の規定による。

(3) 入札に参加を希望する者に求められる事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示した入札参加資格要件を満たすことを証明する書類を平成27年1月13日午後5時までに3の(1)の交付場所に提出し、この一般競争入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。また、開札の日までの間において、高知県公営企業局長又は高知県立あき総合病院長から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効

この入札公告に示した入札参加資格のない者がした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者がした入札その他契約規程第12条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(5) 落札者の決定方法等

契約規程第9条の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、低入札価格調査の基準価格を設定しているため、基準価格に満たない入札が行われた場合は、最低の価格をもって入札した者であっても、落札者とならないことがあり、また、落札者が、入札の日から契約を締結する日までの間に、告示第1の2の(5)に該当し、告示第6の規定により入札参加資格の取消しを受けたとき又は告示第1の2

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |  |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| <p>の(5)に該当したときは、当該落札者と契約を締結しないものとする。</p> <p>(6) 手続における交渉の有無<br/>無</p> <p>(7) 契約書作成の要否<br/>要</p> <p>(8) 関連情報を入手するための照会窓口<br/>3の(1)に同じ。</p> <p>(9) 詳細は、入札説明書による。</p> <p>5 Summary</p> <p>(1) Nature and quantity of the services to be required: Cleaning of Kochi Prefectural Aki General Hospital</p> <p>(2) Deadline for the submission of documents to certify the qualification: 5:00 P.M. on Tuesday 13 January 2015</p> <p>(3) Date and time for tender (by hand): 1:30 P.M. on Friday 20 February 2015</p> <p>(4) Date and time for tender (by registered mail): To arrive by 5:00 P.M. on Thursday 19 February 2015</p> <p>(5) Contact: Division of Management and Operations, Department of Management and Operations, Kochi Prefectural Aki General Hospital, 3-33 Hoen-cho, Aki City, Kochi 784-0027 Japan<br/>Tel: 0887-37-9084</p> <p>(6) Others: As in the tender documentation</p> <p style="text-align: center;">-----<br/>落 札 公 告<br/>-----</p> <p>地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「政令」という。)第11条及び高知県特定調達契約事務取扱規則(平成7年高知県規則第125号)第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。</p> <p>平成26年12月26日<br/>高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 落札に係る購入物品の名称及び数量<br/>多目的不織布製造装置ウォータージェット裏打ちユニット一式</p> <p>2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地<br/>高知県商工労働部新産業推進課 高知市丸ノ内一丁目2番20号</p> <p>3 落札者を決定した日<br/>平成26年11月19日</p> <p>4 落札者の氏名及び住所</p> | <p>川之江造機株式会社 愛媛県四国中央市川之江町1514</p> <p>5 落札金額<br/>127,440,000円</p> <p>6 契約の相手方を決定した手続<br/>一般競争入札</p> <p>7 政令第6条の公告をした日<br/>平成26年10月7日</p> <p style="text-align: center;">~~~~~</p> <p>地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「政令」という。)第11条及び高知県特定調達契約事務取扱規則(平成7年高知県規則第125号)第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。</p> <p>平成26年12月26日<br/>高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 落札に係る購入物品の名称及び数量<br/>熱カレンダー装置 一式</p> <p>2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地<br/>高知県商工労働部新産業推進課 高知市丸ノ内一丁目2番20号</p> <p>3 落札者を決定した日<br/>平成26年11月19日</p> <p>4 落札者の氏名及び住所<br/>川之江造機株式会社 愛媛県四国中央市川之江町1514</p> <p>5 落札金額<br/>126,360,000円</p> <p>6 契約の相手方を決定した手続<br/>一般競争入札</p> <p>7 政令第6条の公告をした日<br/>平成26年10月7日</p> |  |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|